「米子市障がい者計画」等の現状について 策定委員会での検討事項・策定方法について

1 「米子市障がい者計画」等について

- ○米子市では、平成30年3月に「米子市障がい者支援プラン2018」を策定。
- ○「米子市障がい者支援プラン2018」は、平成29年度に策定委員会を計6回開催し、内容を検討していただいたもの。

【支援プラン 2018 の構成】

米子市障がい者支援プラン 2018				
含まれる計画	実施年度	根拠法令	趣旨	
米子市障がい者計画	H27~R5年度 (9年間)	障害者基本法	障がい者施策の全般に関する 基本的事項を定めたもの	
米子市障がい福祉計画	H30~R2年度 (3年間)	障害者総合 支援法	障がい福祉サービスの提供体 制の確保などを定めたもの	
米子市障がい児 福祉計画		児童福祉法	障がい児支援の提供体制の 確保などを定めたもの	

2 策定委員会での検討事項

(1) 「米子市障がい福祉計画」「米子市障がい児福祉計画」の見直し

障がいのある方の生活支援に係る具体的な施策である障がい福祉サービスや相談支援、地域 生活支援事業、並びに障がい児福祉サービスの提供体制の整備や円滑な実施について、3年間 の実績を検証するとともに、新たな3年間の目標値などについて検討する。

※ (1)「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」は、それぞれの法律で一体のものとして作成できることとされており、国の「基本指針」も一体のものとして示されている。

本市においても、「米子市障がい児福祉計画」は、「米子市障がい福祉計画」と一体のものとして作成することとする。

(2) 「米子市障がい者計画」の時点修正

現計画は計画策定から3年間が経過し、その間に新たな国の動向及び制度改正等も行われているため、必要に応じて修正を行う。

3 計画の策定方法

(1) 米子市障がい福祉計画・米子市障がい児福祉計画の見直し

- ① 国が示した基本方針及び本市の実情を踏まえた、事務局案を提示
- ② 策定委員会の中で意見をいただき、論点整理をし、計画(案)としてまとめていく

- ③ 策定委員会の構成団体ではない団体等からの個別ヒアリングを実施
- ④ パブリックコメントを実施
- ⑤ 障害者総合支援法の規定に基づき、鳥取県に意見照会を実施
- ⑥ 米子市社会福祉審議会に報告し、意見を聴取
- ⑦ 委員会としての素案をまとめる
- ⑧ 米子市議会に報告
- ⑨ 素案について、市長の決裁後、米子市障がい者計画とともに「米子市障がい者支援プラン 2021(仮称)」として公表